

広島県多重債務者対策協議会設置要綱

(目的)

第1条 深刻な社会問題となっている多重債務問題を総合的に解決するため、国が策定した「多重債務問題改善プログラム」を踏まえ、関係機関が一体となって多重債務者に関する対策を協議するため、「広島県多重債務者対策協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(構成員)

第2条 協議会は、別表の機関・団体をもって構成する。

(協議事項)

第3条 協議会は、次の事項について協議、検討する。

- (1) 多重債務者対策に関すること
- (2) 関係機関の連携に関すること
- (3) その他、必要な事項

(会議)

第4条 協議会は、広島県環境県民局が招集し、主宰する。

2 会議は、必要に応じて構成員以外の者の意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、広島県環境県民局消費生活課に置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(別表)

協議会構成員		オブザーバー
○広島弁護士会	○中国財務局	○広島県金融広報委員会
○広島司法書士会	○広島県警察本部	○広島県労働者福祉協議会
○日本司法支援センター 広島地方事務所	○広島県環境県民局	○グリーンコープ生活協同 組合ひろしま
○日本貸金業協会広島県支部	○広島県健康福祉局	○生協ひろしま「LPA(ラ イフリアトバザール)の会」
○財団法人日本クレジット カウンセリング協会広島支部	○広島県教育委員会	○つくしの会
○社会福祉法人広島県社会福祉 協議会	○広島市市民局消費生活 センター	